

総 行 経 第 1 号
令和7年5月30日

各都道府県市区町村行政担当部長 殿
各都道府県行政改革担当部長 殿
各都道府県情報政策担当部長 殿

総務省自治行政局行政経営支援室長
(公 印 省 略)

「自治体フロントヤード改革推進手順書」の作成について(通知)

平素より、総務省の推進する自治体フロントヤード改革の取組にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

総務省においては、地方公共団体が重点的に取り組むべき事項や国による支援策等を取りまとめた「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」や、地方公共団体がDXを推進するに当たって想定される一連の手順を定めた「自治体DX推進手順書」等により、地方公共団体のDXの取組を支援しています。

今般、全国の自治体の総合的なフロントヤード改革を推進するため、自治体フロントヤード改革モデルプロジェクト採択団体の取組等に基づき、自治体の人口規模等を考慮し、改革の各段階でやるべきことや留意点分かる手順書を策定しました。

なお、「自治体DX推進手順書」の1つとして位置づけられていた「自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書」については、本手順書の策定に伴い統合することとしました。

各団体におかれては、本手順書を参考に、行政手続のオンライン化や「書かないワンストップ窓口」などのデジタル技術の活用等により業務全体の最適化を図り、「住民利便性の向上」と「職員の業務効率化」を目指す自治体フロントヤード改革の取組を進めていただきますようお願いします。

なお、本手順書は、第1.0版として作成しており、国の取組の進捗等を踏まえ、見直していく予定です。

各都道府県市区町村担当課におかれましては、貴都道府県内の市区町村に対しましても、周知方よろしく申し上げます。

また、都道府県におかれては、市区町村のDXの取組について、必要な助言・情報の提供など積極的な支援に努めていただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

(添付資料)

- ・自治体フロントヤード改革推進手順書 概要
- ・自治体フロントヤード改革推進手順書【第1.0版】
- ・様式、付録

【連絡先】

総務省自治行政局市町村課行政経営支援室
(担当：稲垣、田川、岡野)
Tel：03-5253-5519(直通)